

公共施設の 使用料が変わります



4月1日から市内公共施設使用料等が変わりますが、市民の皆さんにより分かりやすくお知らせするために、変更内容をQ & A形式にまとめました。

なお、詳しい変更内容につきましては、広報あさか平成22年12月15日号をご覧ください。

【Q & A 全般】

Q1 私たち市民にどう影響するの？

A1 市民の皆さんについては、負担が増えることはありません。

なお、一部施設で値下げがあります。

Q2 一番影響を受けるのは誰なの？

A2 近隣3市（志木市・和光市・新座市）の個人および団体です。市内料金扱いから、市外料金扱いに変わります。

Q3 なぜ、施設使用料等の改定を行ったの？

A3 最近の社会経済情勢を踏まえて、施設使用料の積算根拠が市民の皆さんにより分かりやすくなるよう、「負担の公平性」と「算定方法の明確化」を基本的な考え方として、改定を行いました。

Q4 施設使用料はどのように算定したの？

A4 施設にかかる経費である建物建設費（減価償却費）や人件費、維持管理費を基に、各施設の設置目的や性質に合わせた利用者の負担割合などを考慮して算定しました。

Q5 値上げはするの？

A5 しません。しかし、市外料金の設定や減額・免除基準の見直し等により、市外利用者にとっては実質値上げとなる場合もあります。

Q6 値下げする施設はどこ？

A6 集会施設（市民センター）、斎場、コミュニティセンター、公民館です。

詳しい内容は広報あさか平成22年12月15日号または市ホームページをご覧ください。

Q7 市外割増率が変わる施設はどこ？

A7 市民会館と産業文化センターの施設使用料、総合体育館の照明施設使用料が市内料金の2倍の料金に変わります。また、公民館と併財テニスコートに市外料金を新設します。

Q8 減額・免除の考え方は変わるの？

A8 変わります。近隣3市（志木市・和光市・新座市）を含む市外の取り扱いが変わります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

Q9 平成23年4月1日から施設使用料が変わるけど、例えば、平成23年4月11日の併財市民センターのホールを平成23年2月21日の午前中に予約して、料金を支払う場合、料金は新料金の1,200円なの？それとも現行料金の1,400円なの？

A9 平成23年3月31日までに、料金を支払って許可を受ける場合は、現行料金の1,400円をお支払いいただきます。4月1日以降に、料金を支払って許可を受ける場合は、新料金の1,200円をお支払いいただきます。

Q10 個人利用者を市内、市外に区分しているけど、市内利用者って？

A10 朝霞市内に居住、通勤または通学をしている方をいいます。（斎場については**Q13**を参照）

Q11 団体利用者をどのように市内、市外に区分するの？

A11 団体利用の場合は、事前に登録名簿を提出していただいております。構成員の割合（半数以上）で市内利用者か市外利用者かを区分します。

【Q & A 各施設】

Q12 公民館の社会教育関係団体について、市外の団体の取り扱いが変わるの？

A12 変わります。近隣3市（志木市・和光市・新座市）を含む市外の社会教育関係団体については、料金は免除ではなくなり、市外料金をお支払いいただくこととなります。

Q13 斎場の市内、市外利用者の区分方法は？

A13 喪主またはお亡くなりになった方の居住場所により、市内利用者か市外利用者かを区分します。

Q14 健康増進センター（わくわくどーむ）の利用券の購入方法は、変わるの？

A14 変わりません。これまでどおり、利用者に券売機で利用券を購入していただきますが、券売機前に市内、市外の利用料金区分を明示した案内表示等を設置します。また、利用の多いプールについては、職員による案内を予定しています。

Q15 健康増進センター利用料の減額・免除の取り扱いはどう変わるの？

A15 市外に居住する障害者が利用する場合は、市外料金の半額をお支払いいただくこととなります。ただし、市内に通勤、通学している障害者は、市内に居住する障害者と同様に料金は免除となります。

Q16 今まで市内料金で産業文化センターを利用していた近隣3市（志木市・和光市・新座市）に居住している人、通勤・通学をしている人の施設使用料はどう変わるの？

A16 朝霞市内に居住、通勤または通学をしている方以外は市外料金をお支払いいただくこととなります。ただし、平成23年4月以降に産業文化センターを利用する場合でも、平成23年3月31日までに予約申込を済ませ、施設使用料を納入していただければ現行の料金と変わりません。

利用にあたって詳しい内容が知りたい場合には、所管する施設、内容により、下記のとおりお問い合わせください。

問／

- | | | | |
|--------------------------|------------------|-----------|-----------|
| ①「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針」 | 政策企画室 | ☎2315 | ☎463-3089 |
| ②市民会館・集会施設（市民センター）・斎場 | 地域づくり支援課 | ☎2252 | ☎463-2645 |
| ③コミュニティセンター・公民館 | 中央公民館・コミュニティセンター | ☎465-7272 | |
| ④産業文化センター | 産業振興課 | ☎2244 | ☎463-1903 |
| ⑤総合体育館ほか体育施設 | スポーツ課 | ☎2462 | ☎463-2403 |
| ⑥健康増進センター（わくわくどーむ） | 健康づくり課（保健センター） | | ☎465-8611 |

【Q & Aはホームページでも閲覧できます】

「公共施設の使用料が変わります。Q & A」については、市ホームページ「ふれあいネットアサカ」でも閲覧できます。トップページ最新情報欄2月15日更新分からお入りください。

※市ホームページには、より多くのQ & Aを掲載しています。

※掲載資料（PDF）

- 「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針」
- 「試算結果表」
- 「別冊 減額を検討すべき施設の使用料単価」
- 「公共施設の使用料が変わります。Q & A」